

事務連絡
平成22年9月14日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定において経過措置を
設けられた施設基準の届出について

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第2号）により示されているところであるが、当該通知の第4の表2に掲げる点数であって、その点数を平成22年10月1日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているものについては、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いします。

（参考）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成22年3月5日保医発0305第2号）

第4 経過措置等

1

表2. 施設基準の改正により、平成22年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成22年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

精神病棟入院基本料（平成22年10月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。）

特定機能病院入院基本料（平成22年10月1日以降、精神病棟の7対1及び10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。）

有床診療所入院基本料1、2及び3

緩和ケア診療加算（平成23年4月1日以降に限る。）

救命救急入院料注3に掲げる加算

小児入院医療管理料1（別添4の第10の2の（4）のイ及びウに規定する基準については、平成22年10月1日以降に限る。）

回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2（平成22年10月1日以降に限る。）

緩和ケア病棟入院料（平成23年4月1日以降に限る。）

地域歯科診療支援病院歯科初診料